

建設工事と技術者の配置について

井手町

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業） : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外） : 一級国家資格者、指導監督的実務経験者（年数規定有）

- 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。
- 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。
 - ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
 - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
（当該営業所が井手町内にあること。）
 - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。
- 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。
- 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者へ変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は管理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

◆建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園）			特定建設業以外（左以外の21業種）			
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
営業者に必要な技術者に資格要件		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者	
工事現場の技術者制度	工事現場における下請総額	3,000万円以上 ※1	3,000万円未満 ※1	3,000万円以上は契約できない ※1	3,000万円以上 ※1	3,000万円未満 ※1	3,000万円以上は契約できない ※1	
	元請工事に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者	主任技術者		
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者		
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が2,500万円（※2）以上となる工事						
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし			国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	
	監理技術者講習受講の必要性	必要	必要なし			必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合・・・4,500万円

※2 建築一式工事の場合・・・5,000万円

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、井手町では、工事請負契約書及び共通仕様書により、現場代理人について、以下の条件を規定します。

(1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

井手町の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(2) 現場代理人に請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

京都府土木工事共通仕様書（案）1-1-14

請負者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配慮しなければならない。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

なお、委託契約書に基づく草刈り等の業務委託においても、同様に現場代理人を配置しなければなりません。

5 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

- 一般競争入札 = 入札参加資格確認申請日
- 指名競争入札 = 入札の執行日
- 随意契約 = 見積書の提出日

第2 一般競争入札における配置予定技術者

1 一般競争入札の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者

井手町が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の記載を求めています。記載する技術者については、以下の条件を満足しなければなりません。

井手町が発注する一般競争入札のうち、工事現場に専任義務を要する工事では、参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）があり、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加資格確認申請すること。
（1人の技術者で複数の工事に入札参加確認申請をすることはできない。
また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。）
- (3) 現在、他工事に配置している技術者は又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする事。
（配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。）
- (4) 入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合、すべての候補者について条件を満足すること。
（条件を満たす2名の技術者がいる場合、2つの工事にその2名の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。）
なお、工事現場の専任義務を要する工事の配置予定技術者は、死亡、病休、退職等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できない。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、井手町の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。

2 配置予定技術者の確認資料

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習（登録講習）修了証の写し

平成16年3月1日に施工された建設業法の改正により、監理技術者講習の受講は、資格者証の交付要件から、公共工事における専任の監理技術者の要件となり、公共工事の発注者は、専任される監理技術者の要件について、「監理技術者資格者証」に加えて、過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを証明する「監理技術者講習修了証」を確認する必要があります。

なお、当面の移行措置としては、以下のとおり取り扱うこととします。

- 平成16年2月29日以前に交付された資格者証（以下「旧資格者証」という。）を所持している者については、資格者証の写しのみ提出で可とします。
- 平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付された資格者証（以下「新資格者証」という。）を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る修了証の写しを提出してください。
- 旧資格者証の有効期限の満了日前に更新手続きを行い新資格者証の交付を受けた場合については、それ以前に登録講習を受けている場合は問題ありませんが、旧資格者証の交付申請の時点で指定講習の修了証を指定資格者交付機関に提出し所持していないことから、講習の受講を証明するため以下のいずれかを提出してください。
 - ・旧資格者証の有効期限が満了していないことを証明するため、旧資格者証の写し
 - ・受講した指定講習実施機関から再発行を受けた「講習修了証明書」の写し

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- (イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

(2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額（変更）通知書
- (エ) 雇用保険者証